

災害時における被害状況調査等の
応援協力に関する協定



令和2年 12月 24日



仙 台 市

一般社団法人 宮城県測量設計業協会
仙 台 支 部

災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書

仙台市と一般社団法人宮城県測量設計業協会仙台支部（以下「仙台支部」という。）とは、災害時における道路施設、河川管理施設、農地、農業用施設、森林・林業のための施設、公園施設及び滑動崩落防止施設の被害状況調査等の応援協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で震度5強以上が観測された地震や避難勧告が発令された風水害のほか、これらと同規模の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、仙台市が管理する道路施設、河川管理施設、農林施設、公園施設及び滑動崩落防止施設（以下これらを「所管施設」という。）について仙台市が被害状況に関する調査等（以下「被害状況調査等」という。）を実施するにあたり、仙台市及び仙台支部が協力し、もって、被害の拡大の防止と被害所管施設の早期復旧に資することを目的とする。

（応援協力要請）

第2条 仙台市は、災害が発生し、仙台市単独では十分に緊急的な被害状況調査等を実施することができない場合は、仙台支部に対し被害状況調査等応援協力要請書（様式第1号）により応援協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により要請できるものとする。

2 前項ただし書きの場合においては、仙台市は、事後において速やかに被害状況調査等応援協力要請書を仙台支部に対し提出するものとする。

3 仙台支部は、被害状況調査等業務実施承諾書（様式第2号）を仙台市に対して提出するものとする。

(応援協力要請の主体)

第3条 前条第1項に規定する応援協力要請は、市長が行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、所管施設を所管する局又は区の長が要請できるものとする。

(応援協力業務の内容)

第4条 仙台市が仙台支部に対し応援協力を要請できる被害状況調査等の業務は、次のとおりとする。

(1) 被害の拡大の防止と被害所管施設の早期復旧に資するために行う主に目視による初期調査

- イ 被災状況の目視による点検
- ロ 所管施設に係る被害箇所の現況調査(写真等)
- ハ 所管施設に係る被害箇所の概略図の作成
- ニ 所管施設に係る被災箇所の応急対策の必要性に係る意見及び報告

(2) 前号に掲げるもののほか、仙台市が必要と認める業務

(業務の優先度)

第5条 仙台支部の業務は、別表1記載のとおり緊急輸送道路を最優先に、次にその他の施設を優先的に実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、仙台市は、総合的に判断し、優先施設を決めることができるものとする。

(報告)

第6条 仙台支部は、第4条の規定による応援協力業務を実施したときは、「被害状況調査等業務実施報告書」(様式第3号)により仙台市に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等により報告し、その後速やかに被

害状況調査等業務実施報告書を提出するものとする。

(技術者等の確保)

第7条 仙台支部は、被害状況調査等を早急に実施できるよう、あらかじめ必要な技術者等を確保し、その実施体制を定めるものとする。

(応援協力業務の実施体制)

第8条 前条の実施体制は、仙台支部の会員（以下「支部会員という」）による被害状況調査等を行う組織及び連絡系統とする。

2 仙台支部は、第2条第1項に規定する応援協力要請があった場合、前項の組織により速やかに調査隊を編成し、出動させるよう努めるものとする。

3 仙台支部は、第1項の組織及び連絡系統について速やかに仙台市に報告するものとする。変更があったときも同様とする。

(費用の負担)

第9条 第4条第1号に掲げる業務に係る費用にあつては、原則として別表2に基づき仙台市及び仙台支部が協議のうえ、負担するものとする。また、第4条第2号に掲げる業務に係る費用にあつては、仙台市の負担とする。

2 仙台市が前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、仙台市及び仙台支部が協議の上、定めるものとする。

(費用の支払)

第10条 第9条第1項の規定により、仙台市が負担する費用については、仙台市が応援協力業務を実施した支部会員に直接支払うものとする。この場合、支部会員は仙台市の定めるところによる費用負担を請求するものとする。

2 仙台市は、前項の規定により適法な支払請求書の提出があつたときは、当該支

払請求書を受理した日から 30 日以内に当該請求に係る金額を支部会員に支払うものとする。

(補償)

第 11 条 この協定に基づく応援協力に従事した者が、これに従事したことにより負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他の法令に基づき、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、仙台市及び仙台支部が協議してこれを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、仙台市及び仙台支部が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

仙 台 市

代表者 市 長 郡 和 子



一般社団法人 宮城県測量設計業協会仙台支部

代表者 支部長 遠 藤 善 則



様式第 i 号

令和 年 月 日
第 号

一般社団法人 宮城県測量設計業協会
仙台支部長 様

仙台市長

被害状況調査等応援協力要請書

災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定第 2 条第 1 項に基づき、
下記のとおり、被害状況調査等応援協力を要請します。

記

要 請 日 時	令和 年 月 日 時 分
原因となった災害	
応援協力の場所	
応援協力の 具体的内容	
応援協力の期間	
その他必要事項	

様式第2号

令和 年 月 日
第 号

仙台市長 様

一般社団法人 宮城県測量設計業協会
仙台支部長

被害状況調査等業務実施承諾書

年 月 日付け第 号により貴市から要請のありました被害状況調査等応援協力について、災害時における被害状況調査等の業務を別添連絡体制のとおり応援協力を行う旨承諾いたします。

様式第3号

令和 年 月 日
第 号

仙台市長 様

一般社団法人 宮城県測量設計業協会
仙台支部長

被害状況調査等業務実施報告書

災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定第6条の規定により、次のとおり報告します。詳細は別記様式第1号（被害状況調査書）を添付します。

記

原因となった災害	
応援協力に従事した支部会員名	
応援協力の場所	
応援協力の具体的内容	
応援協力履行期間	
その他必要事項	

(別表 1)

優先的施設一覧

施設種類	優先的施設	摘要
緊急輸送道路	道路施設全施設	
道路施設(緊急輸送道路以外)	橋梁、擁壁、法面、トンネル	
河川管理施設	堤防、ポンプ場	
農地、農業用施設	農地、ため池、頭首工、水路、揚水機 堤防(海岸を含む。) 道路、 橋梁及び農地保全施設	農地農業用施設災 害復旧事業事務取 扱要綱第1の2
森林・林業のための施設	市有林、林道(橋梁を含む。)、 法面及び擁壁	
公園施設	法面、擁壁、橋梁	
滑動崩落防止施設	抑止杭・グラウンドアンカー	

(別表 2)

第4条第1号に掲げる応援協力業務に係る費用負担の原則

施設種類	費用負担	摘要
各施設の調査開始から48時間以内	仙台支部	
各施設の調査開始から48時間超	仙台市	

